

その他の資料

1 計画策定の経緯

(1) 計画策定の経緯

日 程	各種調査及び協議会での協議等の内容
平成21年10月から 約1か月	○「福岡市交通バリアフリー基本方針」改訂に向けた外出に関するアンケート調査
平成23年12月22日	○平成23年度第1回福岡市バリアフリー推進実務者会議 ・実務者会議の設置について ・バリアフリー基本計画の方向性
平成24年1月26日	○平成23年度第2回福岡市バリアフリー推進実務者会議 ・みんなにやさしい施設・空間整備 ・効果的なバリアフリー化に向けた連携 ・バリアフリー化に向けたソフトの取組みの方向性
平成24年2月23日	○平成23年度第3回福岡市バリアフリー推進実務者会議 ・重点整備地区 ・バリアフリー化の促進が必要な特筆事業
平成24年3月16日	○障がい者関係団体へのヒアリング
平成24年3月22日	○高齢者関係団体へのヒアリング
平成24年3月27日	○平成23年度第4回福岡市バリアフリー推進実務者会議
平成24年8月7日	○平成24年度第1回福岡市バリアフリー推進実務者会議 ・福岡市バリアフリー推進協議会の設置について ・バリアフリー基本計画（案）の概要について
平成24年8月31日	○第1回福岡市バリアフリー推進協議会 ・会長及び副会長の選出 ・バリアフリー基本計画（案）の概要
平成24年10月18日	○まち歩きの実施（博多区）
平成24年11月5日	○第2回福岡市バリアフリー推進協議会 ・福岡市バリアフリー基本計画（案）
平成24年12月20日	○福岡市議会常任委員会報告

日 程	各種調査及び協議会での協議等の内容
平成25年1月4日 から2月4日	○パブリック・コメント手続による市民意見募集 ・説明会の実施（平成25年1月10日、12日）
平成25年2月25日	○まち歩きの実施（中央区、早良区）
平成25年3月27日	○第3回福岡市バリアフリー推進協議会 ・福岡市バリアフリー基本計画（最終案） ・福岡市バリアフリー整備ガイドライン研究会の設置

(2) パブリック・コメント手続による市民意見募集

① 募集期間

平成25年1月4日（金）から平成25年2月4日（月）

② 閲覧・配付場所

福岡市役所本庁舎（情報プラザ、情報公開室、保健福祉局政策推進課）

区役所等（各区役所、入部出張所、西部出張所、市民福祉プラザ）

なお、上記の場所には、視覚に障がいのある方への対応として、点字資料、音声読み上げCD及びカセットテープを準備した

③ 説明会の開催

・平成25年1月10日（木）午前10時から午前11時半

・平成25年1月12日（土）午前10時から午前11時半

④ 回答方法

閲覧・配付場所での書面受取り、郵送、ファクシミリ、電子メール

⑤ 提出数及び意見件数

25団体・個人 66件

(3) 福岡市バリアフリー推進協議会の設置

福岡市バリアフリー基本計画の作成にあたっては、高齢者や障がいのある人をはじめとする利用当事者や学識経験者、施設の設置管理者などにより構成される協議会において意見交換を行い計画に反映しました。計画策定後は、計画の進行管理や取組み内容の検証等により段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）を図っていく役割を担います。

福岡市バリアフリー推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 高齢者や障がいのある人をはじめ、すべての人が安全かつ快適に移動や施設の利用ができるよう、バリアフリーの推進を図るとともに、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づき、基本計画の作成に関する協議等を行うため、「福岡市バリアフリー推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議及び連絡調整並びに意見交換を行う。

- (1) 福岡市バリアフリー基本計画の作成に関すること
- (2) 福岡市バリアフリー基本計画の実施に関すること
- (3) バリアフリー施策の進行管理及びバリアフリーの推進に係る新たな施策や措置に関すること
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織及び委員)

第3条 協議会は、バリアフリー法第26条第2項に基づき、別表第1に掲げる委員で組織する。

2 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員とは別にアドバイザーを置くことができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、福岡市保健福祉局総務部政策推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月31日から施行する。

〈別表第1〉

福岡市バリアフリー推進協議会委員

平成24年8月31日現在

区分	所属等	氏名	
利用者等	NPO法人福岡市障害者関係団体協議会 理事長	中原 義隆	
	社団法人 福岡市視覚障害者福祉協会 会長	染井 圭弘	
	福岡市聴力障害者福祉協会 理事	松尾 智仁	
	福岡県脊髄損傷者連合会福岡支部 支部長	菅原 義和	
	福岡市肢体障がい者福祉協会 事務局長	山田 隆義	
	(社福)福岡市手をつなぐ育成会 理事長	向井 公太	
	福岡市自閉症協会 副会長	伊丹 健次郎	
	福岡市精神保健福祉協議会 会長	野澤 重信	
	公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会 副会長	平林 孝一	
	福岡市PTA協議会 副会長	坂田 美和子	
	福岡市女性翼の会 会長	関 由紀子	
	ラブエフエム国際放送(株)	Effie LIANG	
	We Love天神協議会 事務局長	嶋山 一機	
博多まちづくり推進協議会 事務局長	有隅 基樹		
学識経験者	建築分野 九州大学大学院 人間環境学研究院 教授	竹下 輝和	
	土木分野 九州大学大学院 工学研究院 准教授	外井 哲志	
	デザイン分野 NPO法人FUKUOKAデザインリーグ 副理事長	定村 俊満	
施設設置管理者	九州旅客鉄道(株) 鉄道事業本部営業部 担当部長	田中 渉	
	西日本鉄道(株) 鉄道事業本部施設部長	岡本 道弘	
	西日本鉄道(株) 執行役員 自動車事業本部副本部長兼 計画部長	清水 信彦	
行政	公安委員会	福岡県警察本部 交通部交通規制課長	高山 勲
		福岡県警察本部 交通部駐車対策課長	西山 伸介
	国	国土交通省九州地方整備局 福岡国道事務所長	富山 英範
	福岡市	福岡市住宅都市局長	馬場 隆
		福岡市道路下水道局長	井上 隆治
		福岡市港湾局長	野見山 勤
		福岡市交通局理事	角原 孝
福岡市保健福祉局長	中島 淳一郎		

〈別表第1〉

福岡市バリアフリー推進協議会アドバイザー

国土交通省九州運輸局 交通環境部消費者行政・情報課長	首藤 郁一郎
国土交通省九州地方整備局 企画部企画課長	小澤 盛生

2

用語解説

あ行

■移動等円滑化基準

バリアフリー法に基づき、施設毎に省令で定められたバリアフリー化基準のこと

■インセンティブ

英語で、刺激、動機の意。ここではバリアフリー化を奨励する公的な助成等のこと

■エスコートゾーン

視覚に障がいのある人が道路を横断する際の安全性及び利便性を向上させるために、横断歩道上に設置され、横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと



■音響式信号機

青信号となったことを音により知らせる装置が付加された交通信号機。メロディ式と擬音式の2種類があるが、警察庁では平成15年10月に通達を出し、横断時の方向性がより明確で、誘導性も高い、擬音式の異種鳴き交わし方式（「ピヨ・ピヨピヨ」、「カッコー・カカッコー」）の整備を進めている



か行

■建築物

病院、官公庁舎、スポーツ遊戯施設、教育文化施設、百貨店など、不特定かつ多数の人が利用する施設で、福岡市福祉のまちづくり条例の特定施設

■心のバリアフリー

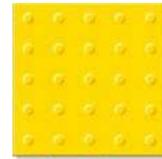
国民誰もが、支援を必要とする方々の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにすること

出典：平成20年3月28日に決定された内閣府「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」より

さ行

■視覚障がい者誘導用ブロック

視覚障がい者を誘導するために床面や路面などに敷設される、線状、点状の突起をもったブロックのこと。周囲の床面などとの色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できることが求められる



警告ブロック
(点状ブロック)



誘導ブロック
(線状ブロック)

■スパイラルアップ

“スパイラル”は英語で、らせん（螺旋）の意。ここでは、らせんを描くようにバリアフリー化を段階的かつ継続的に発展させていくこと

■施設設置管理者

公共交通事業者等、市道や国道などの道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等、建築主等、個々の施設の設置や管理に対し責任を負う事業者のこと

■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路

■生活関連施設

高齢者、障がいのある人等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設

■ソフト面のバリアフリー化

公共交通機関、公共施設、建築物等の施設が利用しやすくなるよう、施設の運営に従事する職員の対応を改善したり、利用に関するわかりやすい情報提供や移動の支援などに取り組むことに加え、「心のバリアフリー」を推進していくこと

た行

■デジタルサイネージ

英語で Digital Signage。液晶やLEDのディスプレイを用いた電子看板のこと。屋外広告、交通広告、店内広告などの販促を目的とする広告以外にも、案内板や掲示板としても利用されている



空港内の案内板

■ 特定経路

特定旅客施設と高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設との間の経路で、バリアフリー法の前身である交通バリアフリー法において規定されていたもの。平成 14 年 3 月に策定した「福岡市交通バリアフリー基本方針」においては、33.8 kmが設定された

■ 特定旅客施設

旅客施設のうち、一日当たりの平均的な利用者数が 5,000 人以上であるもの

■ 特別特定建築物

誰もが日常的に利用する官公庁施設、商業施設や主として高齢者、障がい者などが利用する福祉施設など

な行

■ 内方線付点状ブロック

4 辺のひとつにホームの内側を表示する線状突起（内方線）があるブロック。ホームの縁端には、転落を防止するために点状ブロックを敷設する必要があるが、点状ブロックは正方形で方向性を持たないことから、どちらが線路側で、どちらがホーム側なのかがわからなくなるため、点状ブロックのホーム側に内方線を示すように推奨されている



内方線付点状ブロックの設置例

■ノンステップバス

床面の地上面からの高さが30 cm以下で乗降口の段差がなく、車いすスペースや車いすが通るのに十分な幅の通路が確保されているなど、車いすのまま乗降できる仕様のバス車両



ノンステップバスの外観



ノンステップバスの乗降口



ノンステップバスの車内

は行

■ハード面のバリアフリー化

高齢者や障がいのある人等が公共交通機関、公共施設、建築物等の施設を安全かつ円滑に利用できるように整備すること

■バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。特に、バリアフリー法においては、「移動等円滑化」として、高齢者や障がいのある人などの移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することを規定している

■福岡市バリアフリー推進協議会

バリアフリー法に基づき、「福岡市バリアフリー基本計画」の作成に関する協議等を行うための協議会

■ホームドア

駅ホームと電車の上にゲート上の柵を設け、乗降客の線路への転落、電車との接触等の事故を防ぐもの



市営地下鉄七隈線駅のホームドア

ま行

■マウントアップ

歩道が車道よりも一段（15～20 cm）高くなっていること。これにより、バス乗降口と歩道の段差が改善される

や行

■ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方。「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」という言葉で示されることが多い

ら行

■旅客施設

鉄道駅及び軌道停留場、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル施設のこと

■路外駐車場

駐車面積（駐車マスの部分の面積）が500㎡以上の一般公共の用に供する駐車場で、その利用にあたり駐車料金を徴収するもの

わ行

■ワンステップバス

低床型のバス的一种。乗降口の床面から車両内で1段上の形式のバス。車いす使用者の乗降の場合は、運転手がスロープ板等を出して介助する



ワンステップバスの外観



乗降口（スロープ収納時）

3 障がい者に関するマーク

まちで見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。
 (内閣府作成から抜粋)

名 称	概 要 等
障がい者のための国際 シンボルマーク 	<p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。</p> <p>駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。</p> <p>(関係機関・団体) 財団法人 日本障害者リハビリテーション協会</p>
身体障がい者標識 	<p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>(関係機関・団体) 警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p>
聴覚障がい者標識 	<p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> <p>(関係機関・団体) 警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課</p>

名 称	概 要 等
<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> 	<p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。</p> <p>視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。</p> <p>信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>(関係機関・団体) 社会福祉法人 日本盲人福祉委員会</p>
<p>耳マーク</p> 	<p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。</p> <p>聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p> <p>(関係機関・団体) 社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会</p>
<p>ほじょ犬マーク</p> 	<p>身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。</p> <p>身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。</p> <p>補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。</p> <p>お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけた場合は、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>(関係機関・団体) 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課自立支援振興室</p>

名 称	概 要 等
<p data-bbox="188 376 481 412">オストメイトマーク</p> 	<p data-bbox="545 376 1401 461">人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p> <p data-bbox="545 474 1401 560">オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p data-bbox="545 573 1401 703">このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p data-bbox="561 734 1270 770">（関係機関・団体）社団法人 日本オストミー協会</p>
<p data-bbox="188 784 481 819">ハートプラスマーク</p> 	<p data-bbox="545 784 1270 819">「身体内部に障がいがある人」を表しています。</p> <p data-bbox="545 833 1401 963">身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。</p> <p data-bbox="545 976 1401 1160">内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障がい者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。</p> <p data-bbox="545 1173 1401 1303">このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮について御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p data-bbox="561 1335 1401 1420">（関係機関・団体）特定非営利活動法人 ハート・プラスの会</p>